

児童必需品調査 (資料3)
(2008)

Q1 ■まずはおはじめにおうかがいします。あなたには、お子さまがいらっしゃいますか(成人した子どもも含みます)。(回答は1つ)

		n=	いる	いない	(%)
TOTAL		1,800	72.5	27.5	
性別×年齢	男性 計	892	68.4	31.6	
	男性20歳代	132	12.9	87.1	
	男性30歳代	166	51.8	48.2	
	男性40歳代	147	76.9	23.1	
	男性50歳代	177	83.1	16.9	
	男性60歳代以上	270	91.5	8.5	
	女性 計	908	76.5	23.5	
	女性20歳代	111	18.9	81.1	
	女性30歳代	162	64.2	35.8	
	女性40歳代	130	74.6	25.4	
	女性50歳代	158	89.2	10.8	
	女性60歳代以上	347	95.7	4.3	

質問文原文【表頭】あなたには、お子さまがいらっしゃいますか(成人した子どもも含みます)。

Q2 あなたには、同居のお子さま以外のお子さまがいらっしゃいますか(成人した子どもも含みます)。(回答は1つ)

		n=	いる	いない	(%)
TOTAL		1,305	52.6	47.4	
性別×年齢	男性 計	610	48.4	51.6	
	男性20歳代	17	0.0	100.0	
	男性30歳代	86	10.5	89.5	
	男性40歳代	113	15.9	84.1	
	男性50歳代	147	53.1	46.9	
	男性60歳代以上	247	76.9	23.1	
	女性 計	695	56.3	43.7	
	女性20歳代	21	4.8	95.2	
	女性30歳代	104	3.8	96.2	
	女性40歳代	97	21.6	78.4	
	女性50歳代	141	70.2	29.8	
	女性60歳代以上	332	80.1	19.9	

質問文原文【表頭】あなたには、同居のお子さま以外のお子さまがいらっしゃいますか(成人した子どもも含みます)。

Q4 ■あなたの子どもに対するお考えをおうかがいします。現在の日本の社会において、すべての子どもに与えられるべきものにはどのようなものがあると思いますか。次の各項目について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつお選びください。(回答は横の行ごとに1つずつ) Q4.1 朝ご飯

		n=	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可かたがない	与えられなくてもよい	わからない	(%)
TOTAL		1,800	91.8	6.8	0.3	1.1	
性別×年齢	男性 計	892	90.1	8.2	0.2	1.5	
	男性20歳代	132	86.4	12.9	0.0	0.8	
	男性30歳代	166	91.0	7.2	0.0	1.8	
	男性40歳代	147	89.8	10.2	0.0	0.0	
	男性50歳代	177	88.7	7.3	0.5	3.4	
	男性60歳代以上	270	92.6	5.9	0.4	1.1	
	女性 計	908	93.5	5.4	0.3	0.8	
	女性20歳代	111	87.4	9.0	1.8	1.8	
	女性30歳代	162	94.4	4.3	0.0	1.2	
	女性40歳代	130	93.8	6.2	0.0	0.0	
	女性50歳代	158	92.4	5.7	0.6	1.3	
	女性60歳代以上	347	95.4	4.3	0.0	0.3	

質問文原文【表頭】現在の日本の社会において、すべての子どもに与えられるべきものにはどのようなものがあると思いますか。次の各項目について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつお選びください。

Q4.2 手作りの夕食

		n=	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可かたがない	与えられなくてもよい	わからない	(%)
TOTAL		1,800	72.8	25.3	0.8	1.2	
性別×年齢	男性 計	892	71.5	25.8	0.9	1.8	
	男性20歳代	132	72.0	25.8	0.8	1.5	
	男性30歳代	166	66.9	30.1	0.6	2.4	
	男性40歳代	147	78.9	20.4	0.7	0.0	
	男性50歳代	177	69.5	26.0	1.1	3.4	
	男性60歳代以上	270	71.5	25.9	1.1	1.5	
	女性 計	908	74.0	24.8	0.7	0.6	
	女性20歳代	111	60.4	36.9	0.9	1.8	
	女性30歳代	162	71.6	27.2	0.6	0.6	
	女性40歳代	130	72.3	26.9	0.8	0.0	
	女性50歳代	158	75.3	22.2	1.3	1.3	
	女性60歳代以上	347	79.5	20.2	0.3	0.0	

質問文原文【表頭】現在の日本の社会において、すべての子どもに与えられるべきものにはどのようなものがあると思いますか。次の各項目について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつお選びください。

Q4.3 子ども部屋(中学生以上、兄弟姉妹と同室も含む)

		n=	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可かたがない	与えられなくてもよい	わからない	(%)
TOTAL		1,800	17.0	64.9	16.1	2.0	
性別×年齢	男性 計	892	17.7	64.8	15.2	2.2	
	男性20歳代	132	26.5	60.6	9.8	3.0	
	男性30歳代	166	10.2	63.3	23.5	3.0	
	男性40歳代	147	19.0	65.3	13.6	2.0	
	男性50歳代	177	15.8	65.0	16.4	2.8	
	男性60歳代以上	270	18.5	67.4	13.0	1.1	
	女性 計	908	16.3	65.1	16.9	1.8	
	女性20歳代	111	19.8	62.2	15.3	2.7	
	女性30歳代	162	11.7	71.0	14.8	2.5	
	女性40歳代	130	12.3	71.5	14.6	1.5	
	女性50歳代	158	13.9	62.0	20.9	3.2	
	女性60歳代以上	347	19.9	62.2	17.3	0.6	

質問文原文【表頭】現在の日本の社会において、すべての子どもに与えられるべきものにはどのようなものがあると思いますか。次の各項目について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつお選びください。

Q4.4 少なくとも一組の新しい洋服(お古でない)

		n=	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくてもいい	与えられなくてもよい	わからない
			(%)	(%)	(%)	(%)
TOTAL		1,800	33.7	55.8	8.7	1.9
性別×年齢	男性 計	892	35.8	53.7	8.3	2.2
	男性20歳代	132	40.9	51.5	3.8	3.8
	男性30歳代	166	38.0	51.2	9.0	1.8
	男性40歳代	147	39.5	54.4	4.8	1.4
	男性50歳代	177	27.7	55.4	13.6	3.4
	男性60歳代以上	270	35.2	54.8	8.5	1.5
	女性 計	908	31.6	57.8	9.0	1.5
	女性20歳代	111	32.4	52.3	11.7	3.6
	女性30歳代	162	32.1	58.0	8.0	1.9
	女性40歳代	130	29.2	61.5	8.5	0.8
	女性50歳代	158	30.4	60.1	7.0	2.5
	女性60歳代以上	347	32.6	57.1	9.8	0.6

Q4.5 少なくとも一足のお古でない靴

TOTAL		1,800	40.2	51.2	6.4	2.2
性別×年齢	男性 計	892	41.5	50.0	5.9	2.6
	男性20歳代	132	47.0	45.5	3.0	4.5
	男性30歳代	166	44.6	47.5	5.4	2.4
	男性40歳代	147	46.9	46.9	4.8	1.4
	男性50歳代	177	32.2	54.2	10.2	3.4
	男性60歳代以上	270	40.0	52.6	5.6	1.9
	女性 計	908	39.0	52.3	6.9	1.8
	女性20歳代	111	39.6	49.5	7.2	3.6
	女性30歳代	162	40.1	54.3	3.7	1.9
	女性40歳代	130	35.4	56.2	7.7	0.8
	女性50歳代	158	35.4	55.1	5.7	3.8
	女性60歳代以上	347	41.2	49.6	8.6	0.6

Q4.6 学校での給食

TOTAL		1,800	75.3	16.6	4.7	3.4
性別×年齢	男性 計	892	72.9	18.2	5.6	3.4
	男性20歳代	132	81.8	11.4	2.3	4.5
	男性30歳代	166	72.3	20.5	4.8	2.4
	男性40歳代	147	77.6	18.4	2.0	2.0
	男性50歳代	177	64.4	23.7	5.6	6.2
	男性60歳代以上	270	71.9	16.3	9.6	2.2
	女性 計	908	77.8	15.0	3.7	3.5
	女性20歳代	111	75.7	17.1	5.4	1.8
	女性30歳代	162	79.6	15.4	1.2	3.7
	女性40歳代	130	80.0	16.2	2.3	1.5
	女性50歳代	158	83.5	8.9	1.3	6.3
	女性60歳代以上	347	74.1	16.4	6.1	3.5

Q4.7 お古でない文房具(鉛筆、下敷き、ノートなど)

TOTAL		1,800	42.0	48.7	7.1	2.2
性別×年齢	男性 計	892	44.6	46.4	6.4	2.6
	男性20歳代	132	54.5	39.4	3.0	3.0
	男性30歳代	166	44.0	46.4	7.8	1.8
	男性40歳代	147	49.7	43.5	5.4	1.4
	男性50歳代	177	37.3	50.8	7.3	4.5
	男性60歳代以上	270	42.2	48.5	7.0	2.2
	女性 計	908	39.4	50.9	7.8	1.9
	女性20歳代	111	40.5	46.8	9.9	2.7
	女性30歳代	162	38.3	53.1	6.8	1.9
	女性40歳代	130	41.5	50.0	7.7	0.8
	女性50歳代	158	37.3	53.8	5.7	3.2
	女性60歳代以上	347	39.8	50.1	8.6	1.4

Q4.8 自転車(小学生以上)

TOTAL		1,800	20.9	60.4	15.7	3.0
性別×年齢	男性 計	892	23.0	60.0	13.6	3.5
	男性20歳代	132	36.4	50.0	9.8	3.8
	男性30歳代	166	23.5	64.5	9.0	3.0
	男性40歳代	147	29.9	57.1	11.6	1.4
	男性50歳代	177	14.1	63.8	15.8	6.2
	男性60歳代以上	270	18.1	61.1	17.8	3.0
	女性 計	908	18.8	60.8	17.8	2.5
	女性20歳代	111	26.1	50.5	21.6	1.8
	女性30歳代	162	17.3	66.0	14.8	1.9
	女性40歳代	130	14.6	64.6	18.5	2.3
	女性50歳代	158	15.8	60.8	19.8	3.8
	女性60歳代以上	347	20.2	60.2	17.0	2.6

Q4.9 子ども用の勉強机

TOTAL		1,800	21.4	57.0	19.3	2.2
性別×年齢	男性 計	892	26.2	57.8	13.6	2.4
	男性20歳代	132	34.1	50.0	12.9	3.0
	男性30歳代	166	18.1	63.3	15.1	3.6
	男性40歳代	147	27.9	57.8	14.3	0.0
	男性50歳代	177	20.9	60.5	15.3	3.4
	男性60歳代以上	270	30.0	56.7	11.5	1.9
	女性 計	908	16.7	56.2	25.0	2.1
	女性20歳代	111	18.9	45.9	32.4	2.7
	女性30歳代	162	13.0	59.9	25.3	1.9
	女性40歳代	130	14.6	61.5	23.1	0.8
	女性50歳代	158	12.7	53.2	28.5	5.7
	女性60歳代以上	347	20.5	57.1	21.6	0.9

Q4_10 周囲のほとんどの子どもが持つスポーツ用品(サッカーボール、グローブなど)やおもちゃ(人形、ブロック、パズルなど)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである				(%)
		与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない		
TOTAL	1,800	12.4	65.9	18.7	2.9	
男性 計	892	13.2	66.8	17.2	2.8	
男性20歳代	132	18.2	67.4	11.4	3.0	
男性30歳代	166	12.7	66.9	18.1	2.4	
男性40歳代	147	17.0	67.3	13.6	2.0	
男性50歳代	177	9.0	69.5	16.9	4.5	
男性60歳代以上	270	11.9	64.4	21.5	2.2	
女性 計	908	11.7	65.1	20.2	3.1	
女性20歳代	111	13.5	61.3	22.5	2.7	
女性30歳代	162	9.3	70.4	16.7	3.7	
女性40歳代	130	10.8	63.8	23.8	1.5	
女性50歳代	158	12.7	58.9	24.7	3.8	
女性60歳代以上	347	12.1	67.1	17.6	3.2	

Q4_11 友達を家に呼ぶこと(小学生以上)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	30.6	56.3	9.9	3.1
男性 計	892	33.6	54.6	8.6	3.1
男性20歳代	132	50.8	43.2	2.3	3.8
男性30歳代	166	39.8	51.2	6.0	3.0
男性40歳代	147	38.1	53.1	6.8	2.0
男性50歳代	177	24.9	61.0	10.2	4.0
男性60歳代以上	270	24.8	58.9	13.3	3.0
女性 計	908	27.6	58.0	11.2	3.1
女性20歳代	111	40.5	45.9	9.9	3.6
女性30歳代	162	24.7	61.7	9.9	3.7
女性40歳代	130	26.2	62.3	9.2	2.3
女性50歳代	158	25.3	60.8	12.0	1.9
女性60歳代以上	347	26.5	57.3	12.7	3.5

Q4_12 適当なおこづかい(小学生以上)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	23.1	61.5	12.9	2.5
男性 計	892	25.4	61.0	11.4	2.1
男性20歳代	132	34.1	54.5	9.1	2.3
男性30歳代	166	21.7	62.7	13.3	2.4
男性40歳代	147	25.2	65.3	8.8	0.7
男性50歳代	177	20.9	64.4	11.9	2.8
男性60歳代以上	270	26.7	58.5	12.6	2.2
女性 計	908	20.7	62.0	14.4	2.9
女性20歳代	111	27.0	55.0	15.3	2.7
女性30歳代	162	15.4	66.7	14.2	3.7
女性40歳代	130	16.9	62.3	19.2	1.5
女性50歳代	158	17.1	62.7	17.1	3.2
女性60歳代以上	347	24.2	61.7	11.2	2.9

Q4_13 医者に行く(健診も含む)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	86.8	11.2	0.6	1.4
男性 計	892	84.9	12.6	0.8	1.8
男性20歳代	132	85.6	13.6	0.0	0.8
男性30歳代	166	89.8	6.6	1.2	2.4
男性40歳代	147	89.8	9.5	0.0	0.7
男性50歳代	177	83.6	12.4	0.6	3.4
男性60歳代以上	270	79.6	17.4	1.5	1.5
女性 計	908	88.7	9.8	0.4	1.1
女性20歳代	111	86.5	10.8	0.9	1.8
女性30歳代	162	92.0	6.8	0.0	1.2
女性40歳代	130	96.9	3.1	0.0	0.0
女性50歳代	158	89.2	8.9	1.3	0.6
女性60歳代以上	347	84.4	13.8	0.3	1.4

Q4_14 歯医者に行く(歯科健診も含む)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	86.1	11.9	0.6	1.4
男性 計	892	83.6	13.9	0.6	1.9
男性20歳代	132	84.1	15.2	0.0	0.8
男性30歳代	166	86.1	10.2	1.2	2.4
男性40歳代	147	87.8	10.9	0.0	1.4
男性50歳代	177	84.2	11.9	0.6	3.4
男性60歳代以上	270	79.3	18.5	0.7	1.5
女性 計	908	88.5	9.9	0.6	1.0
女性20歳代	111	88.3	9.0	0.9	1.8
女性30歳代	162	90.7	8.6	0.0	0.6
女性40歳代	130	95.4	4.6	0.0	0.0
女性50歳代	158	91.1	7.0	1.3	0.6
女性60歳代以上	347	83.9	14.1	0.6	1.4

Q4_15 1年に1回くらい遊園地や動物園に行く

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても良かった	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	35.6	53.8	8.3	2.6
男性 計	892	37.0	52.7	7.4	2.9
男性20歳代	132	48.5	42.4	6.1	3.0
男性30歳代	166	36.1	52.4	9.6	1.8
男性40歳代	147	37.4	53.7	6.8	2.0
男性50歳代	177	27.1	61.0	6.2	5.6
男性60歳代以上	270	38.1	51.9	7.8	2.2
女性 計	908	34.1	54.5	9.1	2.2
女性20歳代	111	36.0	50.5	10.8	2.7
女性30歳代	162	35.2	56.8	5.6	2.5
女性40歳代	130	27.7	60.8	9.2	2.3
女性50歳代	158	32.3	55.7	11.4	0.6
女性60歳代以上	347	36.3	51.9	9.2	2.6

Q4.16 誕生日のお祝い(特別の夕食、パーティ、プレゼントなど)

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	35.8	52.4	9.7
性別×年齢	男性 計	892	37.4	51.0	9.3	2.2
	男性20歳代	132	62.1	31.1	4.5	2.3
	男性30歳代	166	47.6	44.0	5.6	1.8
	男性40歳代	147	38.8	56.5	3.4	1.4
	男性50歳代	177	25.4	56.5	14.7	3.4
	男性60歳代以上	270	26.3	58.5	13.0	2.2
	女性 計	908	34.3	53.9	10.0	1.9
	女性20歳代	111	51.4	42.3	4.5	1.8
	女性30歳代	162	45.7	50.0	1.9	2.5
	女性40歳代	130	30.8	56.9	10.8	1.5
	女性50歳代	158	26.6	58.2	14.6	0.6
	女性60歳代以上	347	28.2	56.2	13.3	2.3

Q4.17 適当なお年玉

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	30.6	56.3	10.5
性別×年齢	男性 計	892	32.3	57.1	8.2	2.5
	男性20歳代	132	43.2	49.2	4.5	3.0
	男性30歳代	166	30.7	55.4	11.4	2.4
	男性40歳代	147	34.0	57.1	7.5	1.4
	男性50歳代	177	27.1	58.8	10.7	3.4
	男性60歳代以上	270	30.4	60.7	6.7	2.2
	女性 計	908	28.9	55.6	12.8	2.8
	女性20歳代	111	36.9	43.2	15.3	4.5
	女性30歳代	162	23.5	64.8	9.3	2.5
	女性40歳代	130	27.7	55.4	16.2	0.8
	女性50歳代	158	28.5	51.9	15.8	3.8
	女性60歳代以上	347	29.4	57.1	11.0	2.6

Q4.18 絵本や子ども用の本

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	51.2	43.8	2.9
性別×年齢	男性 計	892	49.0	44.6	3.3	3.1
	男性20歳代	132	56.8	38.6	2.3	2.3
	男性30歳代	166	46.4	48.2	2.4	3.0
	男性40歳代	147	55.8	40.1	1.4	2.7
	男性50歳代	177	45.2	44.6	4.0	6.2
	男性60歳代以上	270	45.6	47.8	4.8	1.9
	女性 計	908	53.3	43.1	2.5	1.1
	女性20歳代	111	57.7	34.2	6.3	1.8
	女性30歳代	162	56.8	40.7	1.9	0.6
	女性40歳代	130	47.7	48.5	2.3	1.5
	女性50歳代	158	57.6	41.8	0.6	0.0
	女性60歳代以上	347	50.4	45.5	2.6	1.4

Q4.19 遠足や修学旅行などの学校行事への参加

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	81.1	16.8	0.7
性別×年齢	男性 計	892	78.8	18.6	0.8	1.8
	男性20歳代	132	83.3	15.9	0.0	0.8
	男性30歳代	166	81.3	16.3	0.6	1.8
	男性40歳代	147	76.9	21.1	0.7	1.4
	男性50歳代	177	77.4	19.2	0.6	2.8
	男性60歳代以上	270	77.0	19.6	1.5	1.9
	女性 計	908	83.4	15.1	0.7	0.9
	女性20歳代	111	80.2	16.2	1.8	1.8
	女性30歳代	162	82.7	16.0	0.0	1.2
	女性40歳代	130	86.9	13.1	0.0	0.0
	女性50歳代	158	86.7	12.0	0.6	0.6
	女性60歳代以上	347	81.8	16.4	0.9	0.9

Q4.20 少なくとも1つくらいのおけいご事に通う

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	13.4	53.3	30.6
性別×年齢	男性 計	892	14.5	55.4	27.1	3.0
	男性20歳代	132	24.2	53.0	19.7	3.0
	男性30歳代	166	15.7	51.8	30.1	2.4
	男性40歳代	147	11.6	60.5	25.2	2.7
	男性50歳代	177	10.2	53.7	32.8	3.4
	男性60歳代以上	270	13.3	57.0	26.3	3.3
	女性 計	908	12.4	51.3	34.0	2.2
	女性20歳代	111	16.2	44.1	36.9	2.7
	女性30歳代	162	8.6	56.2	32.1	3.1
	女性40歳代	130	5.4	55.4	37.7	1.5
	女性50歳代	158	10.8	48.7	36.1	4.4
	女性60歳代以上	347	16.4	51.0	31.7	0.9

Q4.21 クリスマスのプレゼント

		n=	希望するすべての 子どもには絶対に 与えられべきであ る	与えられたほうが望ましい が一部の事情(金銭的など) で与えられなくてもよ くない	与えられなくてもよ い	わからない
TOTAL			1,800	26.5	52.7	18.5
性別×年齢	男性 計	892	27.4	52.5	18.0	2.1
	男性20歳代	132	43.9	46.2	6.8	3.0
	男性30歳代	166	33.1	50.0	15.1	1.8
	男性40歳代	147	28.6	59.2	10.9	1.4
	男性50歳代	177	19.8	54.2	23.2	2.8
	男性60歳代以上	270	20.0	52.2	25.9	1.9
	女性 計	908	25.7	53.0	18.9	2.4
	女性20歳代	111	36.0	45.0	17.1	1.8
	女性30歳代	162	26.4	59.3	9.3	3.1
	女性40歳代	130	20.0	60.8	18.5	0.8
	女性50歳代	158	22.8	48.1	23.4	5.7
	女性60歳代以上	347	24.5	51.9	22.2	1.4

Q4.22 数年に1回は一泊以上の家族旅行に行く(山・海など)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである		与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い		与えられなくてもよい	わからない
		希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い	与えられなくてもよい	わからない		
TOTAL	1,800	20.7	58.6	17.7	3.0		
男性 計	892	24.3	58.7	13.9	3.0		
男性20歳代	132	37.9	51.5	6.8	3.8		
男性30歳代	166	25.3	59.0	12.0	3.6		
男性40歳代	147	25.9	61.2	10.9	2.0		
男性50歳代	177	18.1	59.9	17.5	4.5		
男性60歳代以上	270	20.4	60.0	17.8	1.9		
女性 計	908	17.1	58.5	21.5	3.0		
女性20歳代	111	29.7	48.6	18.9	2.7		
女性30歳代	162	18.5	61.1	16.7	3.7		
女性40歳代	130	8.5	68.5	20.8	2.3		
女性50歳代	158	16.5	55.7	24.1	3.8		
女性60歳代以上	347	15.9	57.9	23.6	2.6		

Q4.23 親が必要と思った場合、塾に行く(中学生以上)

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	13.7	54.6	27.4	4.3
男性 計	892	14.5	55.2	26.2	4.1
男性20歳代	132	19.7	47.0	25.8	7.6
男性30歳代	166	12.0	54.2	30.7	3.0
男性40歳代	147	14.3	55.1	27.9	2.7
男性50歳代	177	9.0	58.8	26.0	6.2
男性60歳代以上	270	17.0	57.4	23.0	2.6
女性 計	908	12.9	54.1	28.6	4.4
女性20歳代	111	10.8	42.3	40.5	6.3
女性30歳代	162	9.3	62.3	23.5	4.9
女性40歳代	130	11.5	64.6	23.1	0.8
女性50歳代	158	10.1	50.6	31.6	7.6
女性60歳代以上	347	17.0	51.6	28.0	3.5

Q4.24 子どもの学校行事や授業参観に親が参加

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	47.8	43.8	5.9	2.4
男性 計	892	49.7	41.1	6.1	3.1
男性20歳代	132	57.6	33.3	6.1	3.0
男性30歳代	166	52.4	39.2	5.4	3.0
男性40歳代	147	42.2	48.3	8.2	1.4
男性50歳代	177	40.1	47.5	6.2	6.2
男性60歳代以上	270	54.4	38.1	5.2	2.2
女性 計	908	45.9	46.5	5.8	1.8
女性20歳代	111	47.7	36.9	12.6	2.7
女性30歳代	162	50.6	42.6	5.6	1.2
女性40歳代	130	41.5	54.6	2.3	1.5
女性50歳代	158	48.7	45.6	3.8	1.9
女性60歳代以上	347	43.5	48.7	6.1	1.7

Q4.25 (希望すれば)高校・専門学校までの教育

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	61.5	35.2	1.6	1.7
男性 計	892	61.1	35.2	1.6	2.1
男性20歳代	132	68.2	28.8	0.8	2.3
男性30歳代	166	62.7	34.3	0.6	2.4
男性40歳代	147	59.9	36.1	2.7	1.4
男性50歳代	177	58.2	36.7	1.7	3.4
男性60歳代以上	270	59.3	37.4	1.9	1.5
女性 計	908	61.9	35.1	1.7	1.3
女性20歳代	111	69.4	27.0	0.9	2.7
女性30歳代	162	65.4	32.1	1.2	1.2
女性40歳代	130	59.2	39.2	0.8	0.8
女性50歳代	158	63.3	34.2	1.9	0.6
女性60歳代以上	347	58.2	38.0	2.3	1.4

Q4.26 (希望すれば)短大・大学までの教育

性別×年齢	n	希望するすべての子どもには絶対に与えられるべきである	与えられたほうが望ましいが家の事情(金銭的など)で与えられなくても可い	与えられなくてもよい	わからない
TOTAL	1,800	42.8	51.1	4.2	1.9
男性 計	892	44.1	50.2	3.4	2.4
男性20歳代	132	55.3	40.9	1.5	2.3
男性30歳代	166	41.0	52.4	3.6	3.0
男性40歳代	147	44.9	49.7	4.1	1.4
男性50歳代	177	38.4	53.7	4.5	3.4
男性60歳代以上	270	43.7	51.5	3.0	1.9
女性 計	908	41.5	51.9	5.1	1.5
女性20歳代	111	53.2	39.6	3.6	3.6
女性30歳代	162	41.4	54.3	3.1	1.2
女性40歳代	130	36.2	56.9	6.2	0.8
女性50歳代	158	45.6	47.5	5.1	1.9
女性60歳代以上	347	38.0	54.8	6.1	1.2

Q6 あなたの性別をお答えください。(回答は1つ)

性別×年齢	n	性別	
		男性	女性
TOTAL	1,800	49.6	50.4
男性 計	892	100.0	0.0
男性20歳代	132	100.0	0.0
男性30歳代	166	100.0	0.0
男性40歳代	147	100.0	0.0
男性50歳代	177	100.0	0.0
男性60歳代以上	270	100.0	0.0
女性 計	908	0.0	100.0
女性20歳代	111	0.0	100.0
女性30歳代	162	0.0	100.0
女性40歳代	130	0.0	100.0
女性50歳代	158	0.0	100.0
女性60歳代以上	347	0.0	100.0

最終学歴

		n=	中学校	高校	高等専門学校	専門学校	短期大学	4年制大学	大学院	その他	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	3.6	33.2	2.5	10.7	9.1	34.4	4.2	2.3	
	男性 計	892	2.7	27.7	3.0	8.6	2.8	44.8	7.2	3.1	
	男性20歳代	132	1.5	15.9	2.3	12.9	2.3	47.7	13.6	3.8	
	男性30歳代	166	2.4	31.9	1.8	15.1	2.4	36.7	8.4	1.2	
	男性40歳代	147	2.7	27.9	4.1	8.2	2.0	46.3	7.5	1.4	
	男性50歳代	177	1.7	28.8	4.5	7.9	2.8	48.0	4.0	2.3	
	男性60歳代以上	270	4.1	30.0	2.6	3.3	3.7	45.6	5.2	5.6	
	女性 計	908	4.4	38.5	2.0	12.8	15.3	24.1	1.3	1.5	
	女性20歳代	111	2.7	15.3	1.8	8.1	13.5	51.4	5.4	1.8	
	女性30歳代	162	2.5	31.5	0.6	14.8	21.0	27.2	2.5	0.0	
	女性40歳代	130	1.5	35.4	0.0	19.2	22.3	21.5	0.0	0.0	
	女性50歳代	158	1.9	41.8	2.5	12.7	18.4	22.2	0.6	0.0	
	女性60歳代以上	347	8.1	49.0	3.2	11.0	9.2	15.9	0.3	3.5	

税込年収(個人)

		n=	0円	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	700万円未満	800万円未満	900万円未満	1000万円未満	1200万円未満	1500万円未満	2000万円未満	2000万円以上	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	12.2	15.9	12.7	15.2	13.7	9.8	6.4	4.1	3.6	1.9	1.8	1.4	0.7	0.3	0.3	
	男性 計	892	2.9	5.4	6.1	15.0	18.5	16.0	10.9	7.3	6.3	3.7	3.0	2.7	1.2	0.7	0.3	
	男性20歳代	132	11.4	25.0	13.6	15.9	20.5	8.3	3.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	男性30歳代	166	2.4	3.0	3.0	10.2	15.1	24.7	22.9	6.6	7.2	1.8	0.6	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
	男性40歳代	147	1.4	0.7	1.4	5.4	12.9	13.6	12.2	13.6	15.0	10.9	4.8	3.4	1.4	2.0	1.4	0.0
	男性50歳代	177	0.6	3.4	4.0	8.5	13.0	13.6	9.0	10.7	10.2	6.2	9.6	7.9	2.3	1.1	0.0	0.0
	男性60歳代以上	270	1.5	1.1	8.1	27.0	26.3	17.4	7.4	5.2	1.5	1.1	0.7	1.1	1.1	0.4	0.0	0.0
	女性 計	908	21.4	26.3	19.3	15.4	8.9	3.6	2.0	1.0	0.9	0.1	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2
	女性20歳代	111	19.8	27.9	16.2	18.9	15.3	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性30歳代	162	38.9	17.3	10.5	11.1	11.1	4.9	3.7	1.2	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性40歳代	130	21.5	20.0	20.0	16.9	8.5	4.6	3.1	3.1	1.5	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性50歳代	158	29.7	24.7	15.8	11.4	7.6	3.2	3.2	0.6	1.9	0.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性60歳代以上	347	9.8	33.1	25.6	17.6	6.6	3.5	0.9	0.6	0.6	0.0	0.6	0.3	0.3	0.3	0.0	0.6

未婚

		n=	結婚している	未婚	離別	死別	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	68.9	18.6	6.2	6.4	
	男性 計	892	71.7	22.0	4.5	1.8	
	男性20歳代	132	17.4	82.6	0.0	0.0	
	男性30歳代	166	63.9	30.7	5.4	0.0	
	男性40歳代	147	79.6	15.6	4.8	0.0	
	男性50歳代	177	84.7	6.2	9.0	0.0	
	男性60歳代以上	270	90.4	0.7	3.0	5.9	
	女性 計	908	66.1	15.2	7.8	10.9	
	女性20歳代	111	25.2	73.0	1.8	0.0	
	女性30歳代	162	75.3	21.0	3.7	0.0	
	女性40歳代	130	75.4	10.0	11.5	3.1	
	女性50歳代	158	81.0	3.2	10.8	5.1	
	女性60歳代以上	347	64.6	1.4	8.9	25.1	

家族構成

		n=	一人暮らし	夫婦のみ	2世代同居	3世代同居	その他	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	13.3	23.1	46.0	12.9	4.6	
	男性 計	892	13.6	23.1	48.0	11.5	5.8	
	男性20歳代	132	38.6	4.5	34.8	14.4	7.6	
	男性30歳代	166	16.9	13.9	52.4	8.4	8.4	
	男性40歳代	147	8.2	4.1	66.7	13.6	7.5	
	男性50歳代	177	8.5	12.4	62.1	11.3	5.6	
	男性60歳代以上	270	5.6	55.2	25.6	11.1	2.6	
	女性 計	908	13.1	23.1	46.0	14.3	3.4	
	女性20歳代	111	23.4	5.4	48.8	17.1	7.2	
	女性30歳代	162	11.1	14.2	63.0	9.9	1.9	
	女性40歳代	130	7.7	13.8	57.7	18.5	2.3	
	女性50歳代	158	10.1	25.9	45.6	14.6	3.8	
	女性60歳代以上	347	14.1	35.2	33.7	13.8	3.2	

住居形態

		n=	持家一戸建	賃貸一戸建	分譲マンション	賃貸マンション	民間アパート	社宅・寮	公団・公営住宅	その他	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	60.4	4.1	12.1	9.0	7.2	2.7	3.8	0.8	
	男性 計	892	59.2	3.6	12.1	9.2	8.3	3.1	3.7	0.8	
	男性20歳代	132	34.8	4.5	4.5	22.0	22.0	8.3	3.8	0.0	
	男性30歳代	166	44.8	3.0	11.4	13.3	16.3	6.0	4.8	0.6	
	男性40歳代	147	61.9	6.1	15.0	8.8	6.1	0.0	1.4	0.7	
	男性50歳代	177	66.1	4.0	13.0	7.3	2.3	2.8	3.4	1.1	
	男性60歳代以上	270	74.1	1.9	14.1	1.9	1.9	0.7	4.4	1.1	
	女性 計	908	61.8	4.6	12.0	8.8	6.2	2.2	3.9	0.8	
	女性20歳代	111	45.9	3.6	9.0	21.6	12.6	5.4	1.8	0.0	
	女性30歳代	162	42.0	6.2	9.3	19.1	15.4	4.3	3.1	0.6	
	女性40歳代	130	56.9	4.6	13.8	8.5	5.4	3.8	6.2	0.8	
	女性50歳代	158	65.8	7.0	17.1	2.5	1.9	0.6	4.4	0.8	
	女性60歳代以上	347	75.5	3.2	11.2	2.9	2.0	0.3	3.7	1.2	

税込年収(世帯)

		n=	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	700万円未満	800万円未満	900万円未満	1000万円未満	1200万円未満	1500万円未満	2000万円未満	2000万円以上	(%)
性別×年齢	TOTAL	1,800	3.8	3.9	9.4	11.4	16.3	11.8	9.1	8.7	5.2	6.5	5.6	4.8	2.5	0.9	
	男性 計	892	3.9	2.6	8.9	10.2	16.3	12.8	9.2	9.3	6.1	6.1	6.3	5.0	2.6	0.9	
	男性20歳代	132	18.9	7.6	9.8	8.3	9.8	9.1	6.1	8.3	3.8	7.6	4.5	3.8	0.8	1.5	
	男性30歳代	166	3.0	0.6	6.0	9.6	18.1	24.7	10.2	10.2	3.6	5.4	3.6	2.4	2.4	0.0	
	男性40歳代	147	0.0	0.7	2.7	6.1	10.9	10.2	10.2	17.7	13.6	7.5	9.5	6.1	2.0	2.7	
	男性50歳代	177	1.7	2.8	4.0	6.8	12.4	6.2	13.6	7.9	6.8	9.0	13.0	10.7	5.1	0.0	
	男性60歳代以上	270	0.7	2.2	16.7	15.9	23.7	13.0	6.7	5.6	4.1	3.0	2.6	3.0	2.2	0.7	
	女性 計	908	3.7	5.2	9.9	12.7	16.4	10.9	8.9	8.0	4.4	6.9	5.0	4.5	2.4	1.0	
	女性20歳代	111	9.9	2.7	8.1	16.2	14.4	9.9	8.1	8.1	4.5	7.2	6.3	2.7	1.8	0.0	
	女性30歳代	162	1.2	4.3	6.2	15.4	21.6	15.4	8.0	8.0	4.9	4.9	4.9	2.5	1.9	0.6	
	女性40歳代	130	0.0	1.5	11.5	6.2	14.6	10.8	13.8	13.8	3.8	9.2	5.4	6.9	1.5	0.8	
	女性50歳代	158	3.8	3.2	8.2	7.0	12.0	10.1	10.8	9.5	7.5	11.4	5.1	5.7	5.1	0.6	
	女性60歳代以上	347	4.3	8.6	12.4	15.3	17.3	9.5	6.9	5.2	2.9	4.9	4.3	4.6	2.0	1.7	

2. 社会保険の減免制度、自己負担の あり方と給付に関する研究

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究

「ⅠⅠ．社会保険の減免制度、自己負担のあり方と給付に関する研究」

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所
分担研究者 山田篤裕 慶應義塾大学

研究要旨

本研究では、まず、生活保護と社会保険の関係が再検討された。その過程で、高齢の生活保護受給者の中で、無年金者が増加していることが明らかにされ、その理由として、無拠出で受給することができた福祉年金がフェーズアウトされ、拠出制の国民年金・厚生年金に公的年金がシフトしたことにより、高齢者の中で、生活保護層（悪しく言えば、社会保険からの脱落層）と年金受給層のはっきりとした亀裂が生じていることが確認された。その上で、平成17年『国民生活基礎調査』や他の調査結果から得られる情報を元に、国民年金未加入・未納の分析を行った。その結果、未加入・未納の要因で一番大きいものは流動性制約要因であることが確認された。

社会保険料の設定は逆進的になっており、これを緩和する方法として、現在行われているような保険料の減免措置がある。もう一つの方法が、税額控除という手法である。実際に、オランダはこのような方式で社会保険と税制を調和させており、日本においても検討の価値がある。そこで、本研究では、税額控除のマイクロ・シミュレーションを行い、その影響を検討した結果、有子世帯という限られた対象であっても税額控除は累進制を高める有効な方法であることが判明した。

A. 研究目的

本研究の目的は、社会保険における保険料や自己負担のあり方について、理論的かつ実証的に論じることである。研究では、具体的な政策を対象として、例えば、国民保険や国民健康保険の保険料減免制度など低所得者に配慮した政策がどれほどの効果があるのか、また、代替案として、どのような政策が必要なのかを検討していく。

B. 研究方法

本年度は、平成17年『国民生活基礎調査』から得られる国民年金の未加入の情報を元に、国民年金未加入者の分析を行った。また、既存のさまざまな調査結果を駆使して、国民年金の未納者の分析にも着手した。

また、オランダにおいては、社会保険料が低所得層への過度な負担とならないように、社会保険料を相殺するような税額控除が、税制の中で行われていることから、特に有子世帯における税額控除がどのような

効果・影響をもたらすのかをマイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析した。

(倫理面への配慮)

データの扱いにおいては、個人情報が出漏しないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果

本研究では、未加入、未納行動を区別して、年齢、コホート、ジェンダー、就労形態の4つの区切りで、その動向を説明した。また、未加入・未納の要因分析を行った研究の結果を照会し、流動性制約、逆選択、モラル・ハザード、制度不信感などの要因がどれほど実際の未加入・未納に影響しているかを論じた(研究結果は、阿部彩「国民年金の未加入・未納問題と生活保護」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』東京大学出版会、としてまとめられた)。この結果の概要は以下の通りである。

まず、高齢の生活保護受給者において、低額年金者が減り、無年金者が増えたことが確認された。公的年金の受給権がない人のみが生活保護制度に取り残されたことを意味する。換言すると、無拠出で受給することができた福祉年金がフェーズアウトされ、拠出制の国民年金・厚生年金に公的年金がシフトしたことにより、高齢者の中で、生活保護層(悪しく言えば、社会保険からの脱落層)と年金受給層のはっきりとした亀裂ができたということとなる。これを勘案すると、高齢期に達する前の段階から、社会保険からいかに脱落しないようにしむけるかが今後の生活保護の政策においても重要なキーポイントになってくると言えよう。

未納・未加入者の属性をみると、未加入率は男女ともに、依然として20歳代前半

で突出して高いが、未納はむしろ20歳代後半で高くなっている。20歳代前半は学生納付特例が30%近くを占めているが、20歳代後半ではわずか数%に過ぎない。つまり、20歳後半となり学生納付特例の恩恵を受けることができなくなっても、依然として社会保険を伴う職に就くことができない若者が多く存在する。また、免除者の割合が年齢層を通じてほぼ一定であることも興味深い。

一方で、コホート効果については、未加入では既存研究のどれもそれを確認することができていない。しかし、未納についてはコホート効果がある可能性は残っている。

就労形態別では、未加入率については、予測通りに就労形態に大きく左右され、アルバイトの未加入率は23%と、正規職員の未加入率1.3%の20倍近い数値である。ただし、未加入率と就労形態の関係は性別と年齢によっても大きく変化する。未納率については、就労形態による差が、それほど大きくない。どの就労形態においても、20%から30%の未納者が存在し、無職であっても、未納率が特に高いということはない。驚くべきことに、一番、未納率が高いのは、常用雇用者であった(30.1%)。

次に、税額控除のマイクロ・シミュレーションの結果について述べると、現行の所得税制や社会保険料は逆進的な設定となっており、これを是正するために、税額控除が有効であることがわかった。その一つの例として、扶養控除・配偶者控除を財源とした、有子世帯に限った税額控除の新設(還付あり)をシミュレートすると、低所得層における給付が増加し、高所得層への便益が減少することにより、所得税制の累進制が高まった。

D. 考察

国民年金の未加入・未納の要因について検討した結果が以下である。未加入・未納の要因については、「流動性制約」「逆選択」「モラル・ハザード」「制度不信感」「制度要因（運営上の要因）」などの説が挙げられているが、どの研究結果においても、流動性要因が一番大きな要因であるという結果が出ている。逆選択要因も、ある程度支持された結果が出ている。しかしながら、公的年金制度に対する「制度不信感」（コホート効果によって現れる）や「モラル・ハザード」要因については、否定的な意見が出されている。

E. 結論と政策的含意

ここから得られた知見で、特に政策的インプリケーションをもつ点は以下の通りである。まず、無拠出で受給することができた福祉年金がフェーズアウトされ、拠出制の国民年金・厚生年金に公的年金がシフトしたことにより、高齢者の中で、生活保護層（悪く言えば、社会保険からの脱落層）と年金受給層のはっきりとした亀裂が生じている。これを勘案すると、高齢期に達する前の段階から、社会保険からいかに脱落しないようにしむけるかが今後の生活保護の政策においても重要なキーポイントになってくると言えよう。そのためには、現在の未加入・未納の要因を明らかにし、それに対応する必要がある。未加入、未納の要因として、一番大きいのは、やはり流動性制約要因である。近年、免除制度が詳細化されるようになったもの、免除されたとしても、その状態が長期に続くのであれば、低額年金者となる。将来的には、低額年金と生活保護の併給という高齢者が増えることも覚悟しなければならない。第二に、未加入、未納行動は、男女差があることである。女性は男性よりも、未加入になることが多いが、未納となることは少ない。これ

らから、女性と男性では、未加入・未納となる要因も異なると考えられ、ジェンダーに考慮した未加入・未納対策が必要である。第三に、モラル・ハザードの問題である。現行の生活保護制度においては、「入り口規制」や高いスティグマによって、不正受給者や現役期の貯蓄や公的年金の加入・納付のディスインセンティブが高まるといったことは少ないと考えられるが、これをさらに少なくするためにもフェーズアウト方式の最低生活保障などを考慮する必要があるであろう。

また、社会保険料の逆進性を緩和するために、税額控除という手法があり得ることが判明した。実際に、オランダはこのような方式で社会保険と税制を調和させており、日本においても検討の価値がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

阿部彩（2008）「第4章 国民年金の未加入・未納問題と生活保護」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008.3.31, pp.113-143.

阿部彩（2008）「マイクロ・シミュレーションを用いた税額控除の検討」森信茂樹編『税と社会保障の一体化の研究会報告書』東京財団、2008.3.31.

2. 学会発表

阿部彩「国民年金の未納・未加入と生活保護」社会政策学会第115回大会、龍谷大学（2007.10.13）

G. 知的所有権の取得状況

なし

税額控除のマイクロ・シミュレーション¹

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

1. 目的

マイクロ・シミュレーションとは、世帯・個人レベルで集計されたデータをもとに、ある仮定の制度下において、どのような現象が起こるのかを、模擬的に推計（シミュレート）する方法である。本稿では、厚生労働省『国民生活基礎調査』（平成15年）の個票を用いて、税額控除の導入がもたらす所得分布の変化と改革の便益の分布を、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて推計する。

2. 所得税制における扶養控除と税額控除

近年、拡大しつつある所得格差を緩和する一つの方法として、還付可能な税額控除が脚光を浴びている。税額控除とは、算定される税額より一定額を控除（差し引く）制度を指す。現行の税制においては、収入から一定額を差し引く所得控除と累進的な税率を設定することにより、異なる担税力の勘案した税負担が算出される。収入から所得控除を差し引いた「課税所得」に、税率をかけることによって、税額が決定する。その個人が、扶養家族を扶養している場合は、所得控除の一つとして、扶養控除、配偶者を扶養している場合は、「配偶者控除」「特別配偶者控除」を用いることができる。扶養控除の額は、年齢等により異なるように設定されており、各年齢層の被扶養者を扶養するのに必要な費用が反映されている。現在（平成20年）では、扶養控除・配偶者控除額は以下の通りである（平成15年度も同じ）。

扶養控除・配偶者控除額

一般 扶養控除	38 万円
扶養控除（16 歳～22 歳）	63 万円
扶養控除（70 歳以上）	48 万円
配偶者控除	38 万円
特別配偶者控除	38 万円

扶養控除・配偶者控除を始めとする所得控除に関する批判のひとつが、その制度から得られる便益が富裕層になるほど大きくなるという逆進的な性格をもっていることである。同じ3歳の子を扶養控除とする場合においても、税率10%の課税所得枠の個人が得られる便益は3.8万円（38万円×10%）であるが、税率30%枠の個人が得られる便益は11.4万円（38万円×30%）である。また、扶養控除・配偶者控除がなくても課税所得が最低課税所得以下の人々は、この制度から何の便益も受けることができない。

¹ 本稿で用いられるデータは、平成19年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」（主任研究者：阿部彩）において目的外使用申請し、厚生労働省の承認（統発1211006号）を得て使用するものである。

所得税制にさらなる累進性をもたせることができるのが、税額控除である。税額控除は、算出された税額から直接ある一定額を差し引く制度であるため、どの所得層（税率枠）の人々に対しても同じ便益をもたらす。また、税額控除額が税額を上回る時は、その差額を還付として納税者に返還することによって、課税所得が最低課税所得以下の人々に対しても同額の便益をもたらすことができる。これが、「還付可能な（refundable）税額控除（tax credit）」である。このように、（還付可能な）税額控除は、所得税の累進性を高め、さらに、最低課税所得以下の人々にも実質的な給付を行うことができる画期的な制度なのである。

還付可能な税額控除のメリット、デメリット、実行可能性、運用上の問題点などは他稿に譲るとして、本稿では、この税額控除を導入した際に所得分布がどのように変化するかをマイクロ・シミュレーションの手法を用いて行うものである。上記したように、所得控除から税額控除への変換は、理論上では所得税制の累進性を高めるものである。しかしながら、その実際の影響は、税額控除の対象者や財源の設定、また、納税者および課税所得以下の人々の家族構成や所得分布によって左右される。何故なら、日本社会は、親と未婚の子というような典型的な世帯のみで構成されるものではないからである。例えば、日本ではまだまだ多い三世帯世帯を想定してみよう。仮に、扶養控除が減額または廃止され、その財源をもって、22歳以下の子供を対象とする税額控除が新設されたとしよう。この世帯の世帯主（45歳）は、15歳と10歳の子供を扶養しているとともに、妻（配偶者）と高齢の母（70歳）と父（75歳）を扶養しているとしよう。その場合、4人分（子二人+母+父）の扶養控除の減額または廃止による増税分が、二人分（子二人）の税額控除の減税分を下回るか上回るかは、シミュレーションを行って見ないとわからないのである。仮に、有子世帯を優遇する政策意図をもって、このような制度が導入されたとき、意図する対象者に実際に便益がもたらされるのか、また、意図しない対象者に負担がかせられてしまうのかは、理論上の制度設計のみではわからない事実である。本稿では、これら税額控除導入の影響を図るべく、推計を行う。

2. 手法

マイクロ・シミュレーションに用いられるデータは、厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』である。平成16年は4年に1度行われる大調査の年にあたり、本データの標本数は世帯数25,091世帯、個人数にすると72,487人となる。本データには、世帯内のすべての個人の年齢、性別、世帯主との関係（属性）、収入、支払った諸税の情報が含まれる。収入と税の情報は、調査年の前年の平成15年のものである。収入には、勤労収入、事業収入、農業収入、内職からの収入、仕送り、年金給付、その他の社会保障制度からの給付、個人年金給付、雑収入などが含まれる。諸税には、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料などが含まれる。以下に、シミュレーションの手順と仮定を述べることにする。

（1）各世帯の現行（平成15年）の扶養控除額の算定

（1-1）世帯内の各世帯員の被扶養状況の推計

まず、世帯内に何人被扶養者がいるかを判定する必要がある。世帯内の誰かの被扶養者となるためには、収入から控除額を差し引いた合計所得額が38万円以下でなければならない。本来であれば、各世帯員の収入情報から、所得額を算定し、それが38万円以上であるかどうかで被扶養者であるか

ないかの判定をするべきであるが、本データの中には控除額を推計するために十分な情報がないため、各世帯員の所得額の推計には大きな誤差が生じる可能性がある。そのため、本稿では、以下の、二つの情報源から合計所得を推計した。

① 収入

給与所得については、給与所得控除について、定められた算定式があるので、収入から所得えることは可能である。また、公的年金等所得についても、公的年金等控除の算定は比較的容易である。問題は、事業所得、農業所得など、控除額が必要経費とされる場合であり、この場合は定められた算定式が存在しない。そこで、事業所得、農業所得、内職所得については、給与所得控除と同じ算定式を用いた。給与所得控除の算定式は以下である。これらの算定式を用いてもとめた各所得の合算値が38万円以下の場合、被扶養者になる資格があるとする。

給与所得＝給与収入－（給与所得×比率＋定額控除額）

公的年金所得＝公的年金収入－140万円（65歳以上）

公的年金所得＝公的年金収入－70万円（65歳未満）

② 所得税額

所得税は、収入から基礎控除額（38万円）およびその他の控除をさし引いた課税所得から計算される。そのため、もし、その世帯員が所得税を払っていたとすれば、その世帯員がほかの誰かの被扶養者であることはないと考えられる。そこで、①で被扶養者と判断された人の中で、所得税を納めている人については、被扶養者ではないとする。

（1－2）世帯内の各被扶養者の扶養者の推計

世帯内の被扶養者と（なる資格があるもの）を特定した後には、その被扶養者の扶養者を特定しなければならない。なぜなら、扶養控除の便益は、税率によって異なり、その被扶養者が税率10%の人であるのか、20%の人であるのかによって、その世帯が受ける「扶養控除からの便益」には2倍の差が生じてしまうからである。しかし、世帯内には、複数の納税者が含まれ、それぞれ異なる所得を得ているため、異なる税率が課されている可能性がある。例えば、例1のような三世帯世帯を想定してみよう。

例1：三世帯世帯で、世帯主と子の両方が納税者の場合

①	②	③	④	⑤	⑥
世帯主	世帯主の妻	子	子の配偶者	子	孫
68歳男	63歳女	38歳男	30歳女	35歳男	8歳男
税率10%	被扶養者20%	10%	10%	被扶養者	

仮に、①、③、④、⑤が納税者であるとしよう。被扶養者②の扶養者は、おそらく①であり、被扶養者⑥の扶養者は③と考えられるが限定はできない。被扶養者⑥は、③－④の夫婦の子であるとすれば、その扶養者は父の③であるかもしれないし、母の④であるかもしれない。また、⑥が⑤－④夫婦の子

である場合も考えられ、その場合、⑤が③の扶養者であることもある。②については、夫である①の扶養者と考えられるが、夫よりも子（③または⑤）の税率が高く、子の扶養となっている可能性もある。このように、世帯内の扶養関係をデータから判明するのは非常に難しく、多くの仮定を設定しなければならない。

この問題を迂回するひとつの方法が、すべての納税者の税率が10%と仮定することである。実際に、所得税を払ったすべての個人のうち、所得税額から推計する所得税率の分布は以下であった（表1）。

表1 「平成16年国民生活基礎調査」からみる税率の分布

税率	その税率の割合
10%	86.51%
20%	12.22%
30%	1.10%
37%	0.17%

これをみると、所得税率が10%の人が殆どであり、そうでない人は14%に過ぎない。しかしながら、この方法であると、被扶養者の扶養控除からの便益のすべてがその世帯に享受されていると仮定していることとなり、この認識は誤りである。何故なら、被扶養者となる資格をもっている人がいても、その扶養者が納税者であるとは限らないからである。例えば、所得が低く扶養控除を考慮しなくても課税所得以下の所得しかない男性の場合、その妻・子は被扶養者であるが、実際には、男性の課税額が既にゼロであるので、扶養控除があることによる便益はゼロである。このため、やはり、世帯内の「誰が」、その被扶養者の「扶養者」であるかを特定することが望ましい。

そこで、本稿でとられたのは以下の仮定である。

- A. 被扶養者の属性が、「子」であり、未婚である場合、その扶養者は、世帯主か世帯主の配偶者の所得が高いほうとする。
- B. 被扶養者の属性が「子」で、その子が既婚である場合は、世帯内に「子の配偶者」がいれば、その人を扶養者とし、いなければ扶養者がなしとする。
- C. 被扶養者の属性が「子の配偶者」である場合は、世帯内に既婚の「子」がいれば、その人を扶養者とし、いなければ、扶養者なしとする
- D. 被扶養者の属性が、「世帯主」または「世帯主の配偶者」である場合、その配偶者が納税者の場合はその配偶者とする。その配偶者が納税者でない場合は、「子」のうち、一番所得が高いものとする。配偶者も子も納税者でない場合（または、世帯内に存在しない場合）、扶養者がなしとし、その人は誰からも被扶養者とされていないこととする
- E. 被扶養者の属性が、「孫」である場合、既婚の「子」または「子の配偶者」の一番所得が高い人を扶養者とする。世帯内に納税者の「子」がいない場合は、扶養者なしとする。
- F. 被扶養者の属性が、A～E以外の場合は、扶養者が確定できないとする。

また、これに加えて、以下のルールが課された。

- G. 扶養者は20歳以上であること、
- H. 扶養者と被扶養者は相互に扶養し合わないこと、
- I. 扶養者は、必ずしも納税者でなくてもよい（扶養控除その他控除の適用により、非課税以下の課税所得となった場合もあるため）

『平成16年国民生活基礎調査』のデータにおいては、所得税を支払っておらず、誰かの被扶養者となる「資格」をもつ世帯員は全世帯員の65.12%（47,205人）である。うち、属性が不明な6名を除くと、被扶養資格者の属性の分布は以下であった。一番多いのが「世帯主の子」、次が「世帯主の配偶者」であり、この二つでほぼ6割を占める。「世帯主」が、3番目となる。『国民生活基礎調査』の「世帯主」は、一家の稼ぎ手とは限らない（例えば、世帯主は、「子」に扶養されている高齢の「子」の父親である場合）。それ以外では、「孫」「世帯主の父母」「配偶者の父母」となるので、上記のFのケースは、1.1%程度である。

表2 「平成16年国民生活基礎調査」からみる被扶養資格者の属性の分布

属性	総数	（%）	有配偶状況			
			有配偶	未婚	死別	離別
世帯主	6,090	14.96%	3007	697	1912	474
世帯主の配偶者	12,779	31.40%	12779	0	0	0
子	14,543	35.73%	306	14054	18	165
子の配偶者	815	2.00%	808	0	6	1
孫+孫の配偶者	2764+19	6.84%	9+19	2750	0	5
世帯主の父母	2804	6.89%	881	1	1845	77
配偶者の父母	431	1.06%	121	0	292	18
兄弟姉妹	216	0.53%	3	157	25	31
祖父母	75	0.18%	10	0	63	2
その他	165	0.37%	6	132	15	12
被扶養資格者総数	40,701	100%	17791	17791	4176	785
	世帯主、世帯主の配偶者、子、子の配偶者の中で、一番税率が高い納税者が扶養者					
	その被扶養者の扶養者は「世帯主」か「世帯主の配偶者」					
	その被扶養者の扶養者は「子」か「子の配偶者」					
	扶養者は不明（世帯外の可能性もあり）					
	扶養者は、「孫」か「孫の配偶者」					

なお、被扶養者が配偶者に扶養されている場合は、扶養控除ではなく、配偶者控除が適用となる。本稿では、配偶者控除と扶養控除の別々のシミュレーションを行うため、この二つは区別されなければ

ならない。このような状況となるのは、被扶養者の属性が既婚の場合である場合が多いが、その判断は必ずしも明確ではない。例えば、表1で濃い黄色で示された被扶養者（続柄が世帯主または世帯主の配偶者であり既婚）の場合は、扶養者がその配偶者である場合もあるし、その「子」である場合もある（現役世代の夫婦と子の世帯の場合は、前者、高齢夫婦と成人した子の世帯の場合は後者となると考えられる）。世帯の中に複数の potential な扶養者がいる場合は、上記のルールに従って、扶養者を確定し、その続柄によって、適応される控除が扶養控除か配偶者控除かを判断する。

（1-3）各被扶養者の扶養控除・配偶者（特別）控除からの便益の計算

前ステップによって、被扶養者の扶養者が確定すれば、以下の方法で、その人の扶養控除からの便益が計算できる。また、それを合算することにより、世帯内のすべての、扶養控除からの便益の額を計算することができる。

世帯内の各扶養者について：

扶養者の課税所得（A）＝（扶養者の所得税額（I））×（扶養者の税率）

扶養控除がなかった場合の扶養者の課税所得（B）＝（A）＋（扶養控除額）

扶養控除がなかった場合の所得税額（C）＝（B）×（Bに基づく税率）

扶養控除があることによる便益＝（C）－（I）

（2）シミュレーション1

（2-1）扶養控除・配偶者（特別）控除の減額による増税の分布

上記のステップ（1-3）と同様に、扶養控除・配偶者控除を各（10万円）（20万円）減額した場合の所得税額を求め、その差をもとめる。

（2-2）すべての世帯（員）の、増税分の総和を計算する

（2-3）世帯構造から、すべての世帯の税額控除の該当者となる世帯員の数、各世帯員ごとに計算する。なお、対象となる被扶養者には以下の条件が付けられている。

- ① 22歳以下であること
- ② 非配偶（未婚、死別、離別）であること
- ③ 続柄が「子」「孫」「兄弟姉妹」であること
- ④ 「被扶養者」と確定できていること（ステップ1-1より）
- ⑤ 扶養者が世帯内の特定の世帯員に確定できていること（ステップ1-2より）

このステップによって、「世帯主には二人、世帯主の子には一人」というように、各世帯員の、税額控除の該当者数および税額控除額が推計できる。

（2-4）該当者の総数を計算する。また、一人目、二人目、三人目、・・・の、数を計算する。

(2-5) 税額控除の該当者がいるすべての世帯のすべての世帯員について、夫婦合算所得を求める。
このときの夫婦とは、以下に定義される。

- ① 「子」および「兄弟姉妹」の場合は、世帯主と世帯主の妻
- ② 「孫」の場合は、「子」の中で一番所得が高い世帯員と、その一番所得が高い「子の配偶者」
(注：孫と子の「親子」関係は、必ずしも限定できない。世帯内に複数の「子」がいる場合—
例：世帯主—子—子—子の配偶者—孫、孫がどの「子」の子供なのか、「子の配偶者」がどの「子」
の配偶者なのかは、推定するよりほかない)

(2-6) 該当者数でウェイト付けした夫婦合算所得の分布を求める。

(2-7) 該当児童の数(全員、2人目以降、3人目以降)と夫婦合算所得の分布を変化させること
によって、いくつかのシミュレーション・パターンを作成し、税額控除の額を決定する。

3. 結果

3. 1 世帯所得(DPI)の分布

図1、図2 世帯可処分所得(DPI)の分布

図3、図4 等価可処分所得の分布

等価可処分所得の最頻値は、200万円程度、中央値の50%を貧困線とした場合の貧困率は18%であった。

3. 2 扶養控除と配偶者控除の所得控除額

図5 可処分世帯所得(63階級)別、想定扶養控除・配偶者控除

図6 等価可処分世帯所得(20階級)別、想定扶養控除・配偶者控除

図5は、(想定)配偶者控除・扶養控除の実額の平均値を世帯所得の階級別にみたものである。これらは、各世帯のすべての世帯員の属性、所得税等所得情報から推計される所得控除額であり、実際にこの所得控除枠からどれほどの便益(減税)を受けているのかを表しているわけではない。そのため、所得階級とこれらは基本的には無関係であるはずである。しかし、世帯人数を考慮しない世帯可処分所得階級別にみると、扶養控除は特に所得700~800万円までは右肩あがりとなっている。これは、低い所得階層に属する世帯は世帯人数も少なく、扶養家族数も少ないからであると考えられる。配偶者控除については、低所得層(300万円まで)は少なく、これは、低所得層においては単身者世帯が多いことを反映していると見られる。等価世帯所得で見ると、扶養控除額と配偶者控除額の所得との関係はより不透明となる。しかし、扶養控除額が所得階級14~18まで右肩上がりであることはここでも確認され、金銭的に余裕のある世帯が多く扶養家族をかかえていることが示唆される(これは、等価スケールの影響である可能性もある)。配偶者控除も、やはり、山型をしており、所得中間層が比較

的に配偶者がいる世帯が多い。

しかし、これらは、あくまでも平均値の話である。実際に、想定される配偶者控除が0以上の世帯は全世帯の48%、想定される扶養控除が0以上の世帯も48.5%であり、どちらも、全世帯の約半数しか、これらの所得控除枠を活用できる世帯構造となっていない。平均値における比較は、所得階級によって、これらの扶養家族や配偶者を抱える世帯の割合が異なることから生じているに過ぎない。

3. 3 扶養控除と配偶者控除からの便益

図7 世帯可処分所得の階級（62階級）別平均、扶養控除・配偶者控除からの便益

図8 等価化処分世帯所得（20階級）別平均、扶養控除・配偶者控除からの便益

図7と図8は、想定される扶養控除、配偶者控除から得られる便益（減税額）の所得階級別の平均である。同じ所得控除額であっても、そこから得られる便益は税率によって異なる。そのため、税率が高い高所得層が低所得層に比べ、高い便益を受けていることがわかる。ただし、ここでの所得階級は、世帯可処分所得であり、個々人の課税所得ではない点は留意する必要がある（つまり、高い所得層ほど、高い税率が課せられているという単純式ではない）。

この所得控除の逆進的な性質は、等価世帯所得でみると、より顕著に現れている（第19及び20階級において、扶養控除による便益が下がることについては、検討が必要）。ただし、本稿においては、所得税額が0以下の世帯における所得控除による便益が0と仮定しているため、低所得層においては、この便益が過小推計されている可能性がある（もし、その所得控除がなかった場合には所得税が発生するが、控除があることによって非課税となっている場合。最低税率は10%なので、最大、想定所得控除額の1割が「便益」である可能性がある）。

3. 4 扶養控除（・配偶者控除）が減額となった時の便益

図9 世帯所得階級別、平均便益額（減額後）

図10 等価世帯所得階級別、平均便益額（減額後）

図9と図10は、扶養控除を10万円減額した場合に、便益がどのように変化するかをみてみたものである。単純な計算では、便益の変化は、（減額分）×（税率）、となるので、高い所得層であるほど、変化（増税分）が多くなるはずであり、図9、図10もこれを反映している。ただし、ここでの所得階級は、世帯可処分所得であり、個々人の課税所得ではない点は留意する必要がある（つまり、高い所得層ほど、高い税率が課せられているという単純式ではない）。

4. シミュレーション結果

本稿では、いくつかの仮定のもと、財政中立の仮定のもとで、所得控除を税額控除に代えるシミュレーションを行った。

①Simulation 1-1 還付なし、還付あり

財源： 扶養控除をそれぞれ10万円減額（還付ありのケースが財政中立）

税額控除の対象者：22歳以下の未婚の被扶養者（所得税が0で、かつ所得（収入から控除を引いた額。控除の仮定は2章を参照のこと）がある納税者すべて

税額控除額： 1.5万円×対象者数

②Simulation 1-2 還付なし、還付あり

財源： 扶養控除をそれぞれ10万円減額（還付ありのケースが財政中立）

税額控除の対象者：22歳以下の未婚の被扶養者（所得税が0で、かつ所得（収入から控除を引いた額。控除の仮定は2章を参照のこと）が二人以上ある納税者

税額控除額： 3.1万円×（対象者数－1）

③Simulation 1-3 還付なし、還付あり

財源： 扶養控除をそれぞれ10万円減額（還付ありのケースが財政中立）

税額控除の対象者：22歳以下の未婚の被扶養者（所得税が0で、かつ所得（収入から控除を引いた額。控除の仮定は2章を参照のこと）が三人以上ある納税者

税額控除額： 3.1万円×（対象者数－2）

④、⑤、⑥ Simulations 2-1, 2-2, 2-3

Simulations 1-1, 1-2, 1-3 と同じ対象者、ただし：

財源：配偶者控除をそれぞれ10万円減額（還付ありのケースが財政中立）

税額控除額： 一人目以降の場合、0.65万円

二人目以降の場合、1.4万円

三人目以降の場合、6.0万円

⑦、⑧、⑨ Simulations 3-1, 3-2, 3-3

Simulations 1-1, 1-2, 1-3 と同じ対象者、ただし：

財源：扶養控除と配偶者控除をそれぞれ10万円減額（還付ありのケースが財政中立）

税額控除額： 一人目以降の場合、2.0万円

二人目以降の場合、4.5万円

三人目以降の場合、19.2万円

⑩ Simulations 3-1+700

Simulations 3-1 と同じ財源、ただし：

税額控除の対象者：22歳以下の未婚の被扶養者（所得税が0で、かつ所得（収入から控除を引いた額。控除の仮定は2章を参照のこと）がある納税者で、納税者とその配偶者の合算した課税所得（収入－控除、所得税額から逆算）が700万円以下の場合

税額控除額： 2.09万円×対象者数

⑪ Simulations 3-1+400

Simulations 3-1 と同じ財源、ただし：

税額控除の対象者：22歳以下の未婚の被扶養者（所得税が0で、かつ所得（収入から控除を引いた額。控除の仮定は2章を参照のこと）がある納税者で、納税者とその配偶者の合算した課税所得（収入－控除、所得税額から逆算）が400万円以下の場合